

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ป.5/2566
เรื่อง การแก้ไขเพิ่มเติมหลักเกณฑ์และเงื่อนไข
สำหรับการตรวจลงตราประเภทคนอยู่ชั่วคราวเป็นกรณีพิเศษ (Smart Visa)

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 5/2566 号

件名：短期滞在者向けビザの特例(Smart Visa)に関する基準と条件の改定増補

仏暦 2561 年（西暦 2018 年）12 月 18 日付投資委員会事務局布告第 Por. 12/2561 号
件名：特別短期滞在ビザの資格、基準、条件（Smart Visa）につき、仏暦 2520 年（西暦 1977 年）投資奨励法第 13 条および仏暦 2565 年（西暦 2022 年）5 月 10 日付閣議決定により、投資委員会事務局は、仏暦 2561 年（西暦 2018 年）12 月 18 日付投資委員会事務局布告第 Por. 12/2561 号 件名：特別短期滞在ビザの資格、基準、条件（Smart Visa）の 1.1 を廃止し、代わりに以下の内容を使用する。

“1.1 高度技術専門家、投資家、上級幹部、スタートアップ企業の起業家で、以下のターゲットとする産業で労働、投資、起業を希望する者

- (1) 自動車産業
- (2) エレクトロニクス産業
- (3) 質の高い観光産業
- (4) 農業、食品産業、バイオテクノロジー産業
- (5) 自動化およびロボット産業
- (6) 運輸・物流産業
- (7) 石油化学および化学産業
- (8) デジタル産業
- (9) 医療産業
- (10) 防衛産業
- (11) 廃棄物からの燃料生産など循環経済を直接的かつ強力に支える産業

- (12) 航空、航空機、宇宙産業
- (13) 科学技術分野での人材育成
- (14) 環境経営および代替エネルギー
- (15) 技術経営、イノベーション経営、スタートアップエコシステム
- (16) 重点技術の開発
- (17) 国際ビジネスセンター (International Business Center - IBC)
- (18) 裁判外紛争解決サービス

以上、お知らせする。

布告日 仏暦 2566 年（西暦 2023 年）3 月 16 日

ナリット・タートサティラサック

(ナリット・タートサティラサック)

投資委員会長官